

件名：

新型コロナウイルスに関するイリノイ州第1、5、7、8地域への新たな制限措置の導入

ポイント：

10月20日、イリノイ州政府は新型コロナウイルス感染状況に関し、第1地域及び第5地域に加え、第7及び第8地域においてもバー、レストラン、集会等に新たな制限措置を導入すると発表しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

本文：

イリノイ州政府は、新型コロナウイルス対策のためイリノイ州を11地域に分け、地域毎に感染状況をモニターするとともに、一定の基準より悪化した場合は新たな制限を課すと発表しています。10月20日時点で、陽性率平均（7日間の移動平均）が3日間連続で8%以上になったため制限措置の対象となっている地域は、第1地域、第5地域、第7地域、第8地域の4地域となっています。各地域においてはバー、レストラン、集会等に下記の制限措置がすでに導入されているか、または、今後導入される予定ですのでご注意ください。これらの地域は現在、イリノイ州復興計画第4段階にあります。下記制限措置は、第4段階のガイダンスに加えて実施されるものです。

1 制限措置の発効日：

- ・第1地域：2020年10月3日（土）
- ・第5地域：2020年10月22日（木）
- ・第7及び第8地域：2020年10月23日（金）

2 制限対象地域（郡）：

- ・第1地域（Boone, Carroll, DeKalb, Jo Daviess, Lee, Ogle, Stephenson, Whiteside, Winnebago）
- ・第5地域（Alexander, Edwards, Franklin, Gallatin, Hamilton, Hardin, Jackson, Jefferson, Johnson, Marion, Massac, Perry, Pope, Pulaski, Saline, Union, Wabash, Wayne, White, Williamson）
- ・第7地域（Kankakee, Will）
- ・第8地域（DuPage, Kane）

3 制限措置：

（1）バー

- ・屋内におけるサービスの停止
- ・屋外のバーサービスはすべて午後11時に終了
- ・全ての客は屋外のテーブルに着席

- ・バーでの注文、着席、集まりの禁止（バーのスツール（背もたれのない椅子）は全て撤去すること）
- ・屋外の各テーブルは6フィートの間隔を維持
- ・テーブルへの案内を待つ間、または屋外へ出る際は、屋内または屋外で一か所に集まらない
- ・屋内でのダンスまたは立っていることは不可
- ・各グループごとに要予約
- ・一つのテーブルに複数のグループが着席することは不可

（2）レストラン

- ・屋内における食事及びバーサービスの停止
- ・屋外での食事はすべて午後11時に終了
- ・屋外の各テーブルは6フィートの間隔を維持
- ・テーブルへの案内を待つ間、または屋外へ出る際は、屋内または屋外で一か所に集まらない
- ・各グループごとに要予約
- ・一つのテーブルに複数のグループが着席することは不可

（3）会合、社会的活動、集会

- ・25人未満または会場の定員の25%未満の少ない方を上限とする
- ・パーティーバス（多人数を乗せたレクリエーション目的のバスまたは類似した乗り物）の禁止
- ・カジノ等は11時に閉店及び入場人数は定員の25%未満、バーまたはレストランがある場合は、上記の規則が適用される。

※これらの措置は現状において学校には適用されないこととされています。

イリノイ州復興計画第4段階（DCEO ガイダンス）については下記リンクを参照下さい。

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/>

4 期間

期間は設定されておらず、14日間の監視期間中に陽性率平均（7日間の移動平均）が3日間連続で6.5%以下となった際に上記の制限措置が撤回される。

※6.5%～8%未満の場合は、モニターを継続し、追加措置が必要かどうか判断される。

※8%以上になった場合は、さらに厳しい制限措置が課される。

○各地域に関する州政府の発表については下記のリンクを参照ください。

- ・第1地域

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22149>

・ 第 5 地域

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22228>

・ 第 7 及び第 8 地域

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22237>

○ 1 1 の地域と制限措置に関しては下記のリンクを参照ください。

<http://www.dceocovid19resources.com/restore-illinois>

○ 7 月 1 7 日付当館領事メール「イリノイ州復興計画に係る変更」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100075134.pdf>

在留邦人の皆様におかれては、ご自身のお住まいや職場がどの地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで (事件, 事故, その他緊急の用件) は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。